

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十八号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第十三号イ及びロ中、「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を、「共同生活援助」の下に、「に係るもの」を加える。

第十条第一項第四十三号中、「に係るもの」を、「(対象事業の区域が二以上の地方振興事務所の所管区域にわたるものを除く。)に係るもの」に改め、同条第二項中、「前項第四十二号」を、「同項第四十三号」に改め、「二以上の」の下に、「地方振興事務所の」を加える。

第十四条第一号八及び二中、「第三十条第二項」を、「第三十一条第二項」に改め、同号ホ中、「第二十九条」を、「第三十条」に改め、同号又中、「第五十二条」を、「第五十二条第一項」に、「報告の徴収」を、「報告徴収」に改め、同号又を同号力とし、同号リ中、「第三十条第一項」を、「第三十一条第一項」に改め、同号リを同号ワとし、同号中チをリとし、リの下に次のように加える。

又 第二十六条第一項の規定による消毒の実施命令

ページ

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三十号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項第四号イ及び又中、「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を、「共同生活援助」の下に、「に係るもの」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十三年十月一日から施行する。

ル 第二十六条第三項の規定による消毒の実施

ヲ 第二十六条第五項の規定による消毒設備の設置

第十四条第一号ト中、「しや断」を、「制限及び遮断」に改め、同号トを同号チとし、同号へ中、「第二項」の下に、「第十三条の二第二項において準用する場合を含む。」並びに同条第一項」を加え、同号へを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

へ 第十二条の四第一項の規定による定期報告の受理

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第十条並びに第十四条第一号八からホまで及びリの改正規定は、公布の日から施行する。